

### 納税証明書（国税）

(1) 法人の場合は、税務署で発行される【様式その 3 の 3】（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出してください（複写可）。

※発行後 3 か月以内ものに限ります。

(2) 個人の場合は、税務署で発行される【様式その 3 の 2】（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出してください（複写可）。

※発行後 3 か月以内ものに限ります。

(3) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）により電子納税証明書を発行される場合は、PDF 形式で発行したものを提出してください。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の内容については、所管する税務署にお問い合わせください。

※ 法人成りをして、申請日時時点で 2 年を経過していない場合、法人の【様式その 3 の 3】に加えて、個人の【様式その 3 の 2】を提出してください。また、個人から法人へと事業を継承していることを示す書類として、個人事業廃業届と法人設立等申請書（いずれも税務署提出分で、旧新の屋号などが確認できるもの）及び定款を提出してください。

### 納税証明書（市町村税）

(1) 本市と、本店で契約をおこなう場合は、本店の所在地の市区町村で発行された納税証明書に限ります。支店で契約をおこなう場合は、支店の所在する市区町村で発行された納税証明書に限ります。

※発行後 3 か月以内ものに限ります。

＜東大阪市内・準市内業者の方＞

(2) 東大阪市の役所本庁納税課で発行される【滞納がない証明書】を提出してください

（複写可）。他の様式は不可です。

※行政サービスセンター（出張所）等では発行できません。

＜東大阪市内外業者の方＞

(2) 「滞納がない証明書（完納証明書）」または市区町村（東京都区部の場合は都税事務所）で発行される下記①②③の納税証明書を提出してください。

① 【市町村民税】（法人においては、【法人市町村民税】）について直前 2 年間分（※2 期分ではなく 2 年間分です。決算期の変更等により 2 期の合計が 2 年間に満たない場合、さらに追加し合計 2 年間以上となるように納税証明書を提出してください。）

② 【土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税】について直前 2 年度分

③ 【償却資産にかかる固定資産税】について直前 2 年度分

※「土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税」及び「償却資産にかかる固定資産税」について直前 2 年度の中で納税証明書が発行されない期間がある場合は、発行される納税証明書に加えて、「固定資産税及び都市計画税にかかる誓約」（※別途、東大阪市（仮称）こどもセンター・図書館複

合施設整備事業PFIアドバイザー業務公募型プロポーザル実施要領「3. 担当部署」までお問合せください)の項目の内容をご確認のうえ誓約いただく必要があります。

※ 法人成りをして、申請日時点で2年を経過していない場合、法人の「市町村税に滞納がない証明書(完納証明書)」に加えて、個人の「市町村税に滞納がない証明書(完納証明書)」を提出、または上記①②③の書類を個人・法人で合計して2年以上となるように提出してください。